

◆ 制度の概要

町内清掃など、公共の場所における町内会の自主的な環境美化活動に対して、ボランティア清掃用ごみ袋を配布する制度です。

◆ 対象

- ① 公園、道路、河川、海岸等公共の場における美化活動（委託を受けて行う清掃活動や範囲を限定したものを除く）
- ② 町内会による一斉清掃活動（市民大清掃、秋季大清掃を除く）
- ③ ごみステーション収集後に残った散乱ごみ（収集しない違反ごみを除く）
- ④ 資源分別の際に出る燃やせるごみ・燃やせないごみ（収集しない違反ごみを除く）
- ⑤ 町内会でバス停等に自主的に設置しているごみ箱のごみ

◆ 配布方法

町内会が自主的な環境美化活動を行う場合、事前に廃棄物減量推進課へ申請することで、町内会長あてに必要な枚数の「ボランティア清掃用ごみ袋」を配布します。

◆ 注意事項

- ・ごみステーションに出すのは週の後半で、1回につき概ね2袋までです。
- ・多量に排出する場合は、ボランティア清掃ごみの回収依頼を事前に行ってください。
- ・町内会の活動（役員会、敬老会、婦人部、子ども会などの活動）に伴う燃やせるごみについては、「町内会専用指定ごみ袋」を申請して使用するようになしてください。